

H19. 1. 15
18:30～
4 番集落センター
農事組合法人あさひ

平成 19 年度 第 1 回役員会

1. 農地・水・環境保全向上対策 1 階部分・2 階部分について
普及センター 渡辺課長
2. 報告事項
各関係機関への設立届報告など
3. 協議事項
平成 19 年田植え作業の段取り
・アンケート集計結果をもとに検討

【経過報告】

- 平成 19 年 1 月 4 日 菊池司法書士による登記申請
9 日 登記完了
10 日 新潟税務署・県税事務所に設立届け・青色申告の申請
労働基準監督署に労災の件を相談
11 日 農業委員会に設立の届け
法人センターで相談
12 日 税務署 給与支払時事務所届出&源泉税納期の猶予申請
新潟市へ設立届

【労災に関する提案】

- ・ 田植え作業中の事故は法人が責任を負う → 労災保険の加入義務あり
労災保険適用範囲は田植えにおける代表理事以外の者 1 月 12 日 基準局確認
- ・ 中間管理は外注という扱い → この間の事故は事業所の労災対象外
- ・ 代表理事は労災に加入できない → J A の農業労災に加入するか任意保険

労災保険 → とりあえず、概算で支払い → 翌年に前年度の確定給与に応じた差額精算
 $15 \text{名} \times 7 \text{万円} \times 12 / 1000 = 12,600 \text{円程度}$
支払い給与が低いので、労災保険は手続きは煩雑だが、保険料は安い
事業主の義務であるから、掛けたほうがいいのではないかという提案

役員の報酬 → H 1 8 法人税寒冷法令の改正で、役員給与の損金不算入制度の整備がなされた。原則、役員給与は定期同額給与。毎月の事務負担が大きい。
事前確定届出給与という制度に合致すれば、年払いも可能だが、H 1 9 法改正が予定されているというが、とても使いづらい制度。使用人兼役員は日当給与支払は損金算入可能。問題は監事と代表理事。

$30 \text{反} \times 17,000 \text{円} \times 9 \text{表} \times 65\% = \text{約 } 300 \text{万}$ 内地代で 60 万 (2 万として)
代表と監事で $600 \text{万} + 5 \text{万} + 2 \text{万} = 607 \text{万}$
その他役員 $5 \text{万} + 2 \text{万} \times 3 \text{人} = 11 \text{万}$
2 月の総会で年間 700 万円の範囲で役員報酬を支給提案
代表と監事は想定給与を分割支給 (端数調整は有税で年度末か翌期調整)

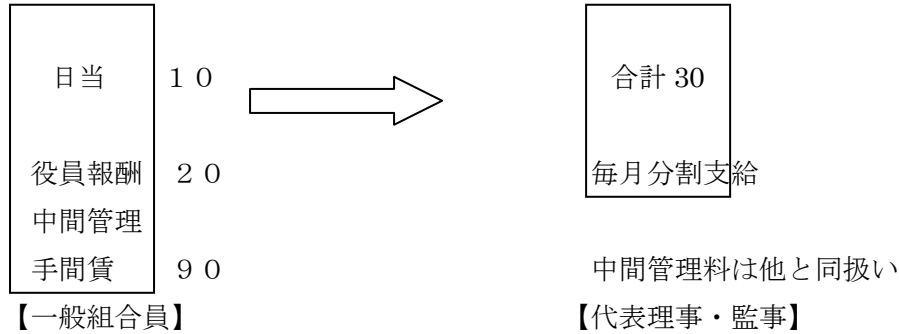
農業委員会出張調整会議 → 2月3日 午後3時ころ集落センター
各農家へは、農業委員から直接案内が発せられる
地権者と出席者が違う場合は、案内同封の委任状持参

2月3日総会 → 調整会議終了後、総会を提案

- ・ 田植え作業の相談
- ・ 諸規定・規約の議決
- ・ 役員を選任（再確認）と役員報酬の総枠決議
役員の実務執行はこの日以降とし、2月末からの給与支給としたい
源泉税の納期の猶予は申請の翌月から適用になるため1月給与はできない
- ・ 料金体系の議決もひつようではないか（利益処分にならないようにしたい）
- ・ 地代については、大口農家のために2万円程度に引き下げ、お年寄りを扶養家族として継続させてやりたい。
地代が当初より減少した分、委託管理料（外注費）は多くなる。総額は当初のとおり。
- ・ 次年度のことはあるが、品目横断の補助金の可能な限りの積み立てについて
（構成員に配分すれば、配分を受けた農家にとっては→雑所得？）
（法人に留保し、時期固定資産取得に充当すれば、非課税所得の扱い）
（どうせ、将来、固定資産取得に大きなお金が必要なのだから会社に損金算入して留保し、固定資産導入時の負担を軽減したほうがいいのかどうか）

構成組合員の今後の手取りと役員報酬の考え方について

①代表理事・監事は日当を給与として支給しても法人の損金算入ができない



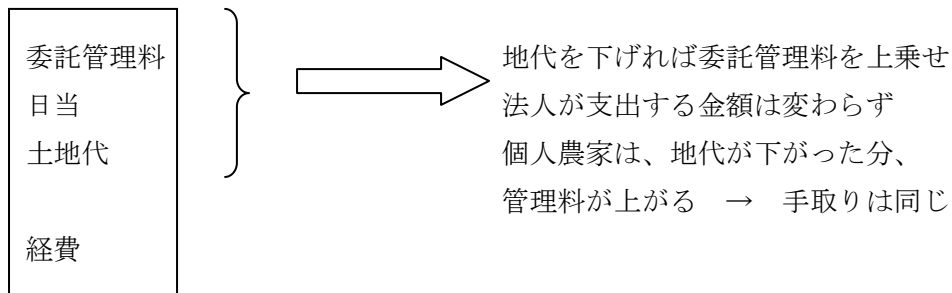
代表と監事については、想定年間支給額を分割して給与として支出することで、法人税における損金算入が可能→端数清算は翌年度で調整。

田中計理士は理事のすべてをそうした扱いが妥当と力説している。

②地代の単価によっては地権者である父を扶養家族にできなくなる

地権者の収入 標準地代 37,500円×20反=750,000円
 不動産所得経費 土地改良 15,000円×20反=300,000円
 差引不動産所得 450,000円

☆所得税における扶養家族は、所得で38万円以下



【法人の支出】

法人センター税理士：地代は組織で決めた価格で自由設定可能、契約なんだから。

田中税理士：地代の設定は、通常、世間一般で適当と思われる水準にすべき。

⇒ 提案：構成組合員へは、1反当り3万円の地代

(水準から著しく乖離していない、最も大口でも扶養家族になれる)

構成員以外へは、1反当り標準の2.5表(37,500円)